

映画制作スタッフ業務委託契約書

●●●●（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「スタッフ」という。）とは、発注者のスタッフに対する映画制作に関する業務の委託に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務内容）

1 発注者は、スタッフに対し、次の業務およびこれに付随する業務全般（以下「本業務」という。）を委託する。

- (1) 作品名、監督、ロケーション：●●、●●、●●（以下「本作品」という。）
- (2) 所属部署、職責、担当業務：●●、●●、●●
- (3) 業務内容：●●、●●、●●、●●、●●、●●、●●
- (4) 業務期間：●年●月●日から●年●月●日まで

【上記事項につき未定の場合には、「未定」と記載するとともに、「未定の理由」と「決定の時期」を記載。】

2 本業務のうち「未定」の事項については、「決定の時期」記載のときまでに、発注者及びスタッフが協議の上、決定し、発注者がスタッフに対し書面等により通知するものとする。

第2条（付随業務の扱い）

本業務に含まれる付随業務として発注者がスタッフに対し依頼する業務の内容が、スタッフの所属部署、職責、担当業務に照らして本来の業務の対象に含まれないものである場合、発注者及びスタッフにて当該業務をスタッフが行うことの要否や追加の報酬等について協議の上、スタッフがその諾否を決定する。

第3条（業務の追加）

発注者が、スタッフに対し、本業務に関連して追加業務を依頼したときは、発注者及びスタッフにて追加業務の内容や追加の報酬等について協議の上、スタッフがその諾否を決定する。

第4条（業務内容の変更）

1 発注者は、本業務の内容を変更する事由が生じた場合は、発注者とスタッフにおいて協

議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、発注者がスタッフに対し、書面等により通知するものとする。

2 発注者とスタッフは、前項の変更によるスタッフの負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて次条で定める報酬額を見直すものとする。

第5条（報酬）

1 発注者は、スタッフに対し、本業務の報酬として、【1日あたり／1週あたり／1か月あたり／一式】金●円（消費税等別）を支払う。

2 前項の対価は、本契約における著作権等の取扱い（第23条）を反映したものとする。

第6条（業務期間が延長された場合の追加報酬）

本契約所定（第1条第1項(4)）の業務期間が延長された場合、発注者は、スタッフに対し、日額金●円（消費税等別）を、業務期間の延長分に係る報酬として支払う。

第7条（業務時間・追加報酬）

1 発注者は、スタッフが本業務に従事する時間（準備・撤収、撤収後の事務作業を含む）を、1日あたり●時間以内及び1週間あたり●●時間以内とする。1日あたりの業務時間が●時間を超える場合には、業務終了後、翌日の業務開始までに●時間以上のインターバルを設けるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、スタッフとの合意により、1日あたり●時間及び1週間あたり●●時間まで延長することができる。

3 第1項に定める時間を超えて業務が行われた場合、発注者は、スタッフに対し、1日あたりの超過業務時間に応じた追加報酬として、超過業務時間（1時間単位で切り上げ）に1時間あたり●●円を乗じて得た額（消費税等別）を、第5条の報酬額に加えて支払う。

第8条（完全休養日・追加報酬）

1 発注者は、週のうち少なくとも●日（毎週●、●曜日）はスタッフの完全休養日（事務作業を含め一切の業務が行われない日）とする。

2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、少なくとも24時間より前にスタッフと合意することにより、完全休養日を変更することができる。ただし、完全休養日の変更の間隔は7日以内とする。

3 完全休養日が月あたり●日を下回って本業務が行われた場合、発注者は、スタッフに対

し、完全休養日が設けられなかった月あたりの日数に1日あたり●●円を乗じて得た額（消費税等別）を、第5条の報酬額に加えて支払う。

第9条（休憩等・追加報酬）

1 発注者は、スタッフの本業務に従事する時間（準備・撤収、撤収後の事務作業を含む）が1日に●時間以上にわたる場合、スタッフに対し、●分以上の休憩・食事を1回以上確保するものとする。

2 前項に定めに反して休憩・食事の時間が確保されなかった日があった場合、発注者は、スタッフに対し、1日当たり第6条に定める日額の●%の額（消費税等別）を追加報酬額として、第5条の報酬額に加えて支払う。

第10条（報酬の支払期日）

発注者は、スタッフに対し、第5条から前条までに定める報酬につき、当月分を●日〆【当／翌】月●日に、支払うものとする。

第11条（諸経費の負担）

本業務に要する諸経費は、経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、発注者の負担とする。

第12条（諸経費の支払期日）

発注者は、スタッフに対し、前条の諸経費のうちスタッフが立て替えて負担した経費につき、【当月分を●日〆【当／翌】月●日／請求後●日】に、経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、支払うものとする。

第13条（支払方法）

本契約に基づく発注者のスタッフに対する支払は、【スタッフの指定する金融機関の口座への振込／現金渡し】の方法によるものとする。

第14条（振込手数料）

本契約に基づく発注者のスタッフに対する支払に要する振込手数料は、発注者の負担と

する。【第 13 条で口座振込を選択した場合】

第 15 条（金融機関休業日の取扱い）

本契約に基づく発注者のスタッフに対する支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。【第 13 条で口座振込を選択した場合】

第 16 条（不可抗力による制作の中止・延期）

感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、スタッフは、発注者に対し、既に本業務を行った期間に応じて、報酬を請求することができる。

第 17 条（スタッフの責めに帰することができない制作の中止・延期）

前条の場合を除き、スタッフの責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は、スタッフに対し、既に本業務が行われた期間に応じた報酬を支払うことに加え、本業務ができなくなった日から起算して●か月分の報酬相当額を支払うものとする。

第 18 条（秘密保持）

1 発注者及びスタッフは、本業務の遂行により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本業務の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一発注者又はスタッフがこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (3) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

第 19 条 (安全・衛生)

1 発注者は、本業務の内容等を勘案して、スタッフがその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。

2 発注者は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、スタッフに対し、書面等により通知する。

第 20 条 (保険)

1 発注者は、本業務に係る災害補償として、発注者の保険料負担により、スタッフを被保険者とする●●保険に加入するものとする。

2 発注者は、スタッフに対し、前項に基づき加入する保険の内容を書面等により通知する。

第 21 条 (ハラスメントに関する方針)

1 発注者は、スタッフに対し本業務に関してハラスメントが行われることのないよう、制作現場におけるハラスメントに関する方針を策定し、スタッフに明示するものとする。

2 発注者及びスタッフは、本業務の遂行にあたり、前項のハラスメントに関する方針を遵守するものとする。

第 22 条 (育児介護等に対する配慮)

発注者は、スタッフからの申出に応じて、スタッフが妊娠、出産もしくは育児または介護と両立しつつ本業務に従事することができるよう、スタッフの育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

第 23 条 (著作権等の取扱い)

1 スタッフが本業務において創作する全ての著作物に係る著作権(ただし、映画の中に独自の著作物として取り込まれている著作物を除く。)は、発注者又は発注者が指定する者に帰属するものとする。

2 スタッフは、発注者又は発注者が指定する者による著作物の利用に関して、著作者人格権を行使しない。ただし、発注者又は発注者が指定する者が、著作物の利用に際して、スタ

ッフの名誉又は声望を害した場合はこの限りでない。

3 前二項の定めにかかわらず、スタッフは、本業務において自ら創作した著作物につき、発注者の許可を得た場合に限り、本作品以外で使用することができる。

第 24 条（成果物の譲渡）

スタッフが発注者に対し成果物を納入する場合、成果物の所有権は、対価の完済により、発注者に移転する。

第 25 条（クレジットの明記）

発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品に、スタッフのクレジットタイトルにおいてスタッフの一員として、しかるべき場所に表示する。

第 26 条（契約の解除・損害賠償）

1 発注者及びスタッフは、相手方が本業務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから 7 日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。

2 前項による解除の有無にかかわらず、発注者及びスタッフは、相手方による本業務の履行、本契約上の義務の不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

第 27 条（反社会的勢力等の排除）

1 発注者及びスタッフは、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター、俳優等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。

2 発注者及びスタッフは、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

3 発注者及びスタッフは、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

第 28 条（紛争の解決）

1 発注者及びスタッフは、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、発注者が提起する場合にはスタッフの住所地を管轄する裁判所を、スタッフが提起する場合には発注者の本店所在地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、双方署名の上、各 1 通保有する。

●年●月●日

発注者 （住所）
 （氏名）

スタッフ（住所）
 （氏名）